

令和7年(ワ)第6767号 損害賠償請求事件

原告 松本 亜土 外1名

被告 大阪府

準備書面 (1)

令和7年12月8日

大阪地方裁判所 第24民事部 合議2係ホ 御中

被告訴訟代理人

弁護士 井上 隆

晴

同 井上 卓

哉

同 二村 友也

也

被告指定代理人

大阪府職員 岩田 尚

音

同 橋本 鎮

彦

同 米持 義

行

同 竹田 真

一

同 鈴木 浩

恒

同 岸野 優

華

本書では、被告の主張を行う。

なお、本書以降、原告らのうち、羽曳野署留置施設に留置されていた原告を原告Aとし、原告Aの刑事弁護人であった原告を原告松本と記載する。

## 第1 被告の主張

### 1 原告らの主張の要旨

- (1) 原告らは、原告Aに本件Tシャツを着用させなかったことにつき、本件Tシャツを留置施設内で着用することは刑収法187条が規定する「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」に該当せず、これを禁じたことは留置業務管理者の裁量権の逸脱・濫用であり、原告Aにつき、表現の自由に対する侵害、着たい服を着る自由に対する侵害、黙秘権に対する侵害、弁護人の援助を受ける権利に対する侵害及び自己弁護権に対する侵害があり、原告松本につき、弁護人の弁護権に対する侵害があって、いずれも違法行為を成すものであるから、国家賠償法（以下「国賠法」という。）上違法となる旨を主張するものと解される。
- (2) しかしながら、羽曳野署留置業務管理者が本件Tシャツの着用を認めなかったことは、違憲・違法な権利侵害に当たらず、国賠法上の違法もないから、以下のとおり反論する。

### 2 国賠法上の違法性判断基準について

#### (1) 国賠法上の違法性判断基準

##### ア 国賠法1条1項の「違法」について

国賠法1条1項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と規定する。

そもそも、公権力の行使は、法令の定める一定の要件と手続の下で国民の権利を侵害することが許容されているから、権利ないし法益の侵害をも

って直ちにこれを違法とすることはできず、同項にいう「違法」とは、個別の国民の権利ないし法益の侵害があることを前提として、公権力の行使に当たる公務員が当該個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいうと解される（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ）。

イ 合理的な根拠に基づく措置における一定の自由の制限について

最高裁判決（最高裁昭和58年6月22日大法廷判決・民集37巻5号793ページ）において、「監獄は、多数の被拘禁者を外部から隔離して収容する施設であり、右施設内でこれらの者を集団として管理するにあたっては、内部における規律及び秩序を維持し、その正常な状態を保持する必要があるから、この目的のために必要がある場合には、未決勾留によって拘禁された者についても、この面からその者の身体的自由及びその他の行為の自由 に一定の制限が加えられることは、やむをえないところというべきである（その制限が防禦権との関係で制約されることもありうるのは、もとより別論である。）。そして、この場合において、これらの自由に対する制限が必要かつ合理的なものとして是認されるかどうかは、右の目的のために制限が必要とされる程度と、制限される自由の内容及び性質、これに加えられる具体的制限の態様及び程度等を較量して決せられるべきものである。」と判示され、さらに、「監獄内における規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる相当の蓋然性が存するかどうか、及びこれを防止するためにどのような内容、程度の制限措置が必要と認められるかについては、監獄内の実情に通暁し、直接その衝にあたる監獄の長による個々の場合の具体的状況のもとにおける裁量的判断にまつべき点が少なくないから、障害発生の相当の蓋然性があるとした長の認定に合理的な根拠があり、その防止のために当該制限措置が必要であるとし

た判断に合理性が認められる限り、長の右措置は適法として是認すべきものと解するのが相当である。」と判示されている。

以上を踏まえると、例えば、留置業務管理者が留置施設の規律及び秩序の維持の観点から合理的な根拠がなく、漫然と物品の使用を制限する判断をしたと認め得るような場合にはじめて、留置業務管理者の裁量権を逸脱・濫用していると認められるものである。

## (2) 刑収法の規定等について

### ア 被留置者が遵守すべき事項（刑収法211条）

留置施設の規律及び秩序は、適正に維持されなければならないとされており（刑収法210条1項）、その意義について、刑収法は「規律及び秩序」をまとめてひとつの概念として捉えており、これは「その社会や集団が正常な状態を保つためのきまりが守られて整った状態」をいうものと解される。刑事施設に則していえば、規律及び秩序が維持されている状態とは、「被収容者の収容が確保され、その処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活が維持されている状態」をいい、具体的には、刑事施設における処遇は、様々な事項に及ぶため、そうした多様な事項に関連するが、その典型的な例としては、被収容者の遵守事項として定めるべき事項を掲げた刑収法74条2項1号ないし9号に列記されているものが遵守されている状態がこれに該当するとされている（林真琴・北村篤・名取俊也「逐条解説刑事収容施設法（第3版）」311ページ参照、乙第6～1号証）。

刑収法211条2項各号には、留置業務管理者が定めた（同条1項）被留置者が遵守すべき事項（以下「遵守事項」という。）が列記されており、これらが遵守されている状態が、留置施設において、規律及び秩序が維持されている状態であると解される。遵守事項としては、他人に対し、粗野若しくは乱暴な言動をし、又は迷惑を及ぼす行為をしてはならないこと

(同項2号)、留置業務に従事する職員の職務の執行を妨げる行為をしてはならないこと(同項4号)、自己又は他の被留置者の留置の確保を妨げるおそれのある行為をしてはならないこと(同項5号)、留置施設の安全を害するおそれのある行為をしてはならないこと(同項6号)などが挙げられているほか、留置施設の規律及び秩序を維持するため必要な事項(同項9号)、前各号に掲げる事項について定めた遵守事項に違反する行為を企て、あおり、唆し、又は援助してはならないこと(同項10号)が挙げられている。

イ 留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合(刑収法187条)

「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」とは、「留置施設の規律及び秩序を害するおそれがある場合」(刑収法193条1項1号)を含むが、これよりも広く、後者が、単に、論理的・抽象的にその可能性があるというだけでは足りず、合理的な根拠に基づき、そのおそれがあるといえる場合であり、留置施設において執られる措置によってその具体的なおそれを防止できるときは、規律秩序を害するおそれがある場合とはいえないのに対し、前者は、留置施設の人的物的能力が有限であるなかで、そうした措置を執ることが現実的に困難であるときは、規律秩序を維持する上で支障を生ずるおそれがあるということになると解される(前掲逐条解説149ページ参照、乙第6-2号証)。

さらに、「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」という文言の抽象性や事柄の性質等に鑑みると、当該要件はいわゆる要件裁量を定めたものというべきであって、その該当性の判断については、留置施設内の実情に通暁し、直接その衝に当たる留置業務管理者による合理的な裁量判断に委ねられていると考えられる(最高

裁昭和58年6月22日大法廷判決・民集37巻5号793ページ参照)。

#### ウ 差入物の引渡し及び領置

被留置者に交付するため当該被留置者以外の者が留置施設に持参し、又は送付した現金及び物品（以下これらを「差入申出物」という。）で刑収法193条1項1ないし6号のいずれにも該当しないもので、被留置者が交付を受けることを拒まなかった物品のうち、この法律の規定により被留置者が使用し、又は摂取することができるものは、被留置者に引き渡すこととなるが（刑収法194条1項）、この法律の規定により被留置者が使用し、又は摂取することができるもの以外のものは、留置業務管理者が領置するとされている（刑収法194条2項）。

また、「この法律の規定により被留置者が使用し、又は摂取することができるもの」とは、被留置者に使用・摂取が許される個々の物品を意味し、ある物品の使用・摂取が許されるときに、これと同種のすべての物品を引き渡すという趣旨ではないとされている（前掲逐条解説180及び181ページ参照、乙第6-3号証）ことから、刑収法の規定により被留置者が使用することができるものであるか否かは被留置者や留置施設の状況等に応じて、個々の物品ごとに判断されるべきものと考えられる。

なお、刑収法193条1項各号は差入申出物の引取りについて規定しており、被留置者に交付することにより、留置施設の規律及び秩序を害するおそれがあるものであるとき（同項1号）、交付の相手方が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法の定めるところによりその者が交付を受けることが許されない物品であるとき（同項2号）、交付の相手方が被留置受刑者であり、かつ、差入人が親族以外の者である場合において、その被留置受刑者に交付することにより、その改善更生に支障を生ずるおそれがあるとき（同項3号）、差入人の氏名が明らかでないものであるとき（同項4号）、自弁物品等以外の物品であるとき（同項5号）、前条第1項各

号のいずれかに該当する物品（保管に不便なものであるとき、腐敗し、又は滅失するおそれがあるものであるとき、危険を生ずるおそれがあるものであるとき）であるとき（同項6号）は引取りを求めることとされる。

#### エ 自弁物品の使用・摂取

自弁のものとは、被留置者が官給によらないで入手したものをいい、被留置者が留置される際に所持するものや、被留置者が差入れを受けたものなどを含むものであり、また、直ちに使用・摂取が許される物品に限られず、（留置中に）将来的に使用・摂取が許されることとなると見込まれる物品を含むとされている（前掲逐条解説141及び174ページ参照、乙第6-4及び6-5号証）。

そして、刑収法187条には、留置業務管理者は、被留置者が、衣類等の留置施設における日常生活に用いる物品について自弁のものを使用等したい旨の申出をした場合には、留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合等を除き、これを許すものとする規定している。

未決拘禁者は、原則として、自弁の物品の使用・摂取が許されるのであるが、留置施設の規律秩序の維持に支障を生ずるおそれがある物品の使用・摂取が許されるべきでないのはもとより、留置施設の事務負担も考慮すれば、生活条件の保障として十分であるといえる範囲で自弁の物品の使用・摂取を許す以上に、いかなる種類の物品の使用・摂取も許すことは、必要ではなく、適当でもない。そのため、「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」などを除いてこれを許す旨の制限が設けられている（前掲逐条解説147及び148ページ参照、乙第6-6号証）。

#### (3) 小括

以上からすれば、自弁の物品の使用が「留置施設の規律及び秩序の維持そ

の他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」(刑収法187条)に当たり、刑収法194条2項にいう「この法律により被留置者が使用・摂取することができるもの以外のもの」として領置した場合に国賠法1条1項の違法と評価されるのは、具体的事情の下で、当該物品の使用を許せば、合理的な根拠に基づき、刑収法211条2項各号に列記された遵守事項が遵守されている状態を維持できなくなるおそれがあり、その防止措置を執ることが現実的に困難な場合に当たるとした留置業務管理者の判断が、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したと認められる場合と考えられる。

3 羽曳野署留置業務管理者がその裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したとは認められないこと

(1) 遵守事項不遵守のおそれがあったこと

遵守事項として、刑収法211条2項2号は、「他人に対し、粗野若しくは乱暴な言動をし、又は迷惑を及ぼす行為をしてはならないこと」を定めているところ、「粗野若しくは乱暴な言動」とは、卑しい言動、荒々しい言動をいい、他人を誹謗中傷したりする言動、大声での争論、威圧的な言動などが該当する(前掲逐条解説318ページ参照、乙第6-7号証)。

本件当時、羽曳野署留置施設内には、原告Aの他に複数の被留置者が留置されており、同留置施設内の構造上、原告Aに居室内での本件Tシャツの着用を認めれば、その様子が広く他の被留置者の目に触れることとなる可能性があったと認められる(乙第7号証)。

具体的には、原告Aが運動、入浴、面会の際には、乙第7号証の①～③の方向へそれぞれ移動しなければならず、また取調べのための出入場、定期健診の際には、④及び⑤の方向まで、寝具の出し入れの際には、⑥の位置まで移動する必要があった。

この位置関係を当時の羽曳野署留置施設の被留置者の収容状況に照らすと、原告Aが①～⑥の方向へ向かう際、同証アないしキの7名の被留置者が本件

Tシャツのプリント内容を視認することができる位置関係にあった。また、洗面の際には、アないしケの9名の被留置者が原告Aの居室前である⑦の位置に至ることから、居室内の原告Aを視認することが容易な位置関係であった。

このような留置施設の状況及び被留置者の収容状況から、原告Aが本件Tシャツを着用し続けた場合、他の被留置者が本件Tシャツを身につける原告Aを目にし、心理的影響を受けて、これに対する感想を述べたり、揶揄したりするなど、正当な理由のない私語を誘発するおそれがあったと認められる。

現に、本件Tシャツの差し入れ後、留置場内において、原告Aに差し入れ品の確認をさせた際、他の被留置者が、本件Tシャツを目にするや「なんなんそのシャツ、それめっちゃええやん」、「俺も欲しいわ、そんなシャツ」、「そのシャツ僕ももらいました」などと連鎖的に私語を発し、留置場内が一時ざわついた状況となった（乙第1号証）。

これに加え、大阪府警察では、本件以前に別の留置施設において本件Tシャツと同種内容がプリントされたTシャツの差し入れを取り扱ったことがあり、同Tシャツの交付を受けた被留置者が、「こんなTシャツ、着れないな」などと否定的な意見を述べたことがあった。実際、羽曳野署留置施設においても、令和6年11月21日に、原告松本から他の被留置者に対して同種のTシャツが差し入れられたものの、当該被留置者は「こんなん着れません」との意向を示したため、同日中に宅下げを行い、原告松本に対して同種のTシャツを返還したこともあった（乙第8及び9号証）。

このように、本件Tシャツに対して否定的な反応を示す者がいる中、現に本件Tシャツによって、連鎖的な私語を誘発することとなった同署留置施設において、再び他の被留置者の目に本件Tシャツが触れることとなれば、否定的な意見を持つ者が、本件Tシャツの着用者を揶揄したり、誹謗中傷したりするような不穏な発言等をし、それをきっかけとする被留置者間での論争

・トラブルが発生する具体的なおそれがあったといえる。

以上のような事情、状況等を考慮し、羽曳野署留置業務管理者は、本件Tシャツを当時の同署留置施設で使用させることは「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」に当たると判断したのであり、その判断は合理的である。

(2) 防止措置を執ることが困難であったこと

ア 留置業務管理者等は、留置施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被留置者に対し、その生活及び行動について指示することができる（刑収法211条3項）、前記のように被留置者が口々に私語を発し、それが連鎖して一斉に広がれば、同項に基づき私語をやめるように指示しても留置施設内が騒然として収拾がつかなくなる可能性があり、当該指示は必ずしも有効な防止措置にはなり得ない。

この点、福岡高裁平成2年12月20日判決は、「在監者は、社会各般の階層から成り、しかも一般社会からその意に反して強制的に隔離収容されたという特殊な環境と在監者の性格や心理状態等によって精神の平衡を失いがちであることから、些細なことを契機に受刑者の不平、不満が昂じ、これが他の受刑者に伝播して刑務所内の秩序維持に支障をきたす一般的危険がある」と判示しており、同判示内容は刑務所内の在監者に関するものであるが、社会各般の階層から成り、一般社会からその意に反して強制的に隔離収容されたという特殊な環境は留置施設内の被留置者も同様であり、些細なことを契機に被留置者間で論争・トラブルが発生する一般的危険性がある。

イ 以上のおおり、羽曳野署留置施設の人的物的能力が有限であるなかで、原告Aによる本件Tシャツの着用を発端とするトラブルが発生する蓋然性が高く、そのようなトラブルが発生すれば、留置施設の規律及び秩序を維持するための有効な防止措置を執ることが現実的に困難であるとの同署留

置業務管理者の判断は合理的であったと評価されるべきである。

(3) 必要かつ合理的範囲を逸脱していないこと

原告らは、本件Tシャツの着用による留置施設内の規律及び秩序の維持への影響を懸念するのであれば、留置施設外の取調室で本件Tシャツの着用を認め、取調室から出るときに本件Tシャツを職員が預かるなどの方法があり得たが、大阪府警察本部職員は、このような方法も一切考慮していないとして、本件Tシャツの着用制限が必要かつ合理的範囲を超えている旨を主張する。しかしながら、大阪府警察においては、令和7年10月16日付け答弁書第3の3(5)に記載のとおり、必要な検討期間を経て、本件Tシャツを取調室に持ち込むことができるよう同Tシャツの保管区分を変更していることから、同Tシャツに対する制限措置は必要かつ合理的なものである。

なお、後記のとおり、原告Aは本件Tシャツを領置された後、その使用の申出をしたことは一度もない。

(4) 小括

以上のとおり、羽曳野署留置施設において本件Tシャツの着用を許せば、遵守事項が遵守されている状態を維持できなくなるおそれがあり、その防止措置を執ることが現実的に困難な場合に当たるとした羽曳野署留置業務管理者の判断は、いずれも合理的であって、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用して、漫然と本件Tシャツの使用を制限する判断をしたと認めることはできないから、原告らが主張するような国賠法上の違法性がないことは明らかである。

4 留置管理課員の本件Tシャツに関する対応に原告らの権利を侵害する違法な行為はなかったことについて

(1) 表現の自由及び着たい服を着る自由は無制限に保障されるものでないこと

憲法21条1項が保障する表現の自由は、常に絶対的な保障をうけるというものではなく、それ自体に内在する制約の存在は承認されなければならない。

憲法13条に規定される「公共の福祉」による制約をうけるべきである（樋口陽一ほか著・憲法Ⅱ[第21条～第40条] 5ページないし7ページ参照、乙第10号証）し、憲法13条が保障する自己決定権（着たい服を着る自由）についても、「公共の福祉」による制約をうけることは文理上明らかである。また、最高裁判決（最高裁昭和32年3月13日大法廷判決・LEX/DBインターネットTKC法律情報データベース参照）においても、憲法の保障する各種の基本的人権についてそれぞれに関する各条文に制限の可能性を明示しているか否とにかかわらず、憲法12条、13条の規定からしてその濫用が禁止され、公共の福祉の制限の下に立つものである旨、及び、絶対無制限のものでなく、公共の福祉によつて制限される旨が判示されている。

「公共の福祉」については、様々な学説があるが、仮に「公共の福祉」には「内在的制約」（消極的作用）が含まれ、当該作用は社会秩序を維持し、危害を防止するためのものである（樋口陽一ほか著・憲法Ⅰ[前文・第1条～第20条] 271ページ及び272ページ参照、乙第11号証）と解すると、留置施設の規律及び秩序を維持し、留置者間での論争・トラブルを防止するために行われた、羽曳野署留置管理課員による対応は、表現の自由及び着たい服を着る自由を制約するものとして許容される。

したがって、留置施設の規律及び秩序を適正に維持するために、羽曳野署留置業務管理者が本件Tシャツを留置施設内で着用させなかったことは、原告Aの表現の自由及び着たい服を着る自由を制限するものとして許容されると考えられ、憲法21条1項、13条に違反するものではない。

また、原告らに対し、本件Tシャツを着用できない旨を説明した際に、留置場内で着用できないと伝えた（乙第2号及び第4号証）のであり、取調べの際に着用できないと伝えたことはなかった。しかし、答弁書第3の3(5)に記載のとおり、本件Tシャツを領置された後、原告Aがその着用を要望す

ることは一度もなかった。そのため、取調べ時を含め、原告Aに本件Tシャツを着たいとの強い意思があったとは認められない。

- (2) 黙秘権及び弁護人の援助を受ける権利、自己弁護権並びに原告松本の弁護権のいずれも侵害していないこと

原告Aの取調べにおいては、取調官は原告Aに対し「あなたには言いたくないことは言わなくていい供述拒否権がある」などと原告Aが黙秘権を行使することができることを説明しており、原告の黙秘権に配慮して取調べを実施していたことは明らかである。実際、答弁書第3の2(4)に記載のとおり、原告Aは取調べにおいて本件Tシャツを着用せずとも黙秘権を行使しており、本件Tシャツを使用できなかったことで黙秘権行使が阻害されたとは認められない。

加えて、原告は、羽曳野署留置管理課員が原告Aから本件Tシャツを奪い、その後も返還しなかった行為は、故意による弁護妨害であるとして、本件Tシャツを領置し、原告Aの本件Tシャツの着用を制限したことが弁護権等の侵害にあたる旨を主張するものと解されるが、上記2及び3に記載したとおり、自弁の物品の使用については刑収法の規定により制限を受けることから、弁護士であってもあらゆる物品の差入れが認められるわけではないことは明らかであって、刑収法の規定に則り適法に本件Tシャツを領置した羽曳野署留置管理課員の対応は、弁護権等の侵害には当たらない。

したがって、羽曳野署留置業務管理者による本件Tシャツの使用を制限する判断によって、原告Aの黙秘権及び弁護人の援助を受ける権利、自己弁護権を侵害したとは認められない。また、原告A自身が要望しなかったために本件Tシャツを着用しなかったのであるから、原告松本の弁護権を侵害したともいえない。

- (3) 小括

以上を踏まえると、本件Tシャツの着用を認めなかった同署留置業務管理

者の対応に違憲・違法な行為はないため、原告らが主張するような国賠法上の違法性がないことは明らかである。

## 第2 結語

以上のとおり、大阪府警察の警察官が行った対応には違法がないことから、原告らの訴えは速やかに棄却されるべきである。